

第3回国連海洋会議 オーシャン・アクション・パネル4

「特に陸上活動によるものを含む、あらゆる種類の海洋汚染の防止及び大幅な削減」 松本外務大臣政務官による発言

共同議長、ありがとうございます。日本の外務大臣政務官の松本尚です。

海洋汚染の防止は、これまで大きな注目を集めてきましたが、国際社会が解決すべき課題は多く残されています。なかでも、プラスチックによる海洋汚染は、人間の陸上活動が大きな原因である、最も差し迫った深刻な汚染の一つです。この問題に対処するためには、各国の具体的行動、官民の協力、そして国際協力が欠かせません。日本からは、ガイディング・クエスチョンに沿う形で、プラスチック汚染に特に焦点を当てて、3点強調したいと思います。

第1に、ガイディング・クエスチョン6に関し、日本はプラスチック汚染に関するガバナンス及び国内法の実施を強化しています。日本は、2022 年にプラスチック資源循環法を施行しました。この新たな法律の下、日本はプラスチックのライフサイクルにおける全てのステークホルダーを巻き込み、プラスチックのリサイクルを促進するための措置を講じています。こうした措置の例としては、プラスチック製品について、環境配慮設計、廃棄物の排出抑制、回収・リサイクルの円滑化、環境に配慮された代替素材への転換等が挙げられます。

また、日本は 2019 年にはプラスチック資源循環戦略を策定しました。リデュース(廃棄物の発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再資源化)、リニューアブル(再生可能)の基本原則と、2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制するといったマイルストーンを掲げて、資源循環に取り組んでいます。

第2に、ガイディング・クエスチョン2に関し、日本は海洋プラスチック問題の解決に向けた民間セクターの役割を重視しています。民間セクターは様々な創造的な解決策を生み出すことができます。一つの好例が高い生分解性機能を持つプラスチックです。日本では、海洋生分解性プラスチックの研究開発や、民間企業による実際の製品への導入が進んでいます。技術革新が実効的な汚染対策となる好事例です。日本は、今後も各国と連携して、民間セクターの取組を支援していきます。

第3に、ガイディング・クエスチョン7に関し、日本はプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に強くコミットしています。本年8月の政府間交渉委員会再開会合(INC5.2)で交渉を妥結させることが極めて重要です。

プラスチックのライフサイクル全体の取組を通じて、プラスチック汚染を防がなければなりません。日本として、プラスチックの大量消費国・排出国を含む多くの国が参画する、効果的かつ進歩的な条約を目指し、引き続き積極的に議論に参加していきます。UNOC3 をこの条約の交渉妥結に向けた機運醸成の機会としていきましょう。

ありがとうございました。

(了)